

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部
の施行期日を定める政令案要綱

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条
第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の施行期日は、平成二十九年四月一日とすること。